



平成29年台風第22号に係る 鳥取県災害警戒連絡会議

【日 時】 平成29年10月28日（土）午後3時～

【場 所】 災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

【参加者】 知事・副知事・統轄監・危機管理局・
地域振興部・観光交流局・農林水産部・
県土整備部・警察本部・鳥取地方気象台

*市町村、消防局、各総合事務所に映像配信を実施

目的

◆台風第22号に関する情報の共有、市町村・県民への注意喚起及び警戒・即応体制の確保を図る。

次第

◆知事挨拶

- 1 台風の現況及び今後の予測等
- 2 市町村・県民への注意喚起等
 - (1)市町村への依頼事項
 - (2)県民への注意喚起等
- 3 警戒・即応体制の確保
 - (1)県の体制
 - (2)各部局等の対応

1 台風の実況及び今後の予測等

※気象台説明資料を参照

2 市町村・県民への注意喚起等

(1) 市町村への依頼事項

■市町村における対応の徹底

★予防対策の検討・実施

- 夜間に内外水のはん濫、土砂災害警戒情報等の発表のおそれがある場合等は、風雨が激しくならないうちの予防的避難の促進、早めの避難準備情報、避難勧告等の発表と垂直避難等（緊急的な家の2階以上や崖等の反対側への移動）の周知
- 指定緊急避難場所・指定避難所・支え愛避難所などの自主避難所の対応
災害の事前の確認と住民への周知及び避難勧告等発表時の住民説明
- 浸水被害の発生または発生の恐れを覚知した場合は、速やかに県へ報告
- 避難を判断するための各種の情報が防災担当課や対策本部へ集約されるよう、連絡体制・情報共有体制を点検・確保すること

※鳥取県気象予測システムやタイムライン(防災行動計画)の活用

- 初動体制の速やかな確立 気象情報の収集伝達、職員参集体制の確認等
- 積極的な情報配信 防災行政無線、あんしんトリピーメール、緊急速報(エリア)メール、Lアラート等報道機関への情報発信など複数手段の活用
- 迅速な避難体制の確立 避難勧告等発令基準や消防団等への連絡手段の確認等
- 避難行動要支援者等の支援対策の強化 該当施設等への情報伝達体制、避難誘導上の配慮等の確認等
- 被害規模の早期把握と迅速な報告

(1) 市町村への依頼事項(その2)

<台風第18、21号を踏まえて>

<浸水リスクが高い地域の対策> ※平成29年10月19日に各市町村へ通知
※平成29年10月27日に再周知

過去に浸水被害があった地域など、対策の再確認をお願いします。

- 詰まりやすい用水路の点検や清掃
- 水位計や監視カメラがない中小河川の状況を収集する体制、連絡系統の確認
- 必要に応じて排水ポンプ車の要請（消防団や常備消防のポンプ車も活用できる場合があることにも留意） など

<安全な避難のための留意事項>

夜間に相当の雨量が見込まれる場合には、住民へ危険性などを具体的に説明し、**早期の避難（予防的避難）**を促してください。 など

<避難情報の判断にあたっての情報収集>

市町村界をこえて、河川の上流域の状況を踏まえて総合的に判断する必要があるため、**必要に応じて県へ助言を求めてください。** など

(2) 県民への注意喚起等

■ 市町村は防災行政無線等を活用、県はホームページ等を活用して県民に警戒をするよう注意喚起

- 指定緊急避難場所・指定避難所・支え愛避難所などの自主避難所の対応災害(緊急的な2階以上の階の活用を含む)の事前の確認
- 気象注意報・警報・土砂災害警戒情報等の最新情報をTVやラジオ等 から入手するよう心がけること
- 家の周りを点検し、飛散する可能性のあるものを屋内に収納するか、固定すること
- 状況が悪化した場合は不要不急な外出は控えること
- 大雨の最中や直後には、増水した用水路や側溝等に近づかないこと
- 非常持出品の準備、避難経路、避難場所等の確認
- 「避難準備・高齢者等避難開始」が発出されたら避難行動要支援者等は避難行動を開始すること
- 「避難勧告・指示(指示)」が発出されたら、あわてず速やかに避難し、危険を感じたら早めに自主避難すること

とりネットへ掲載



★ 夜間に災害警戒情報が発表されるおそれがある場合は、早めの避難や、避難することが危険と思われる場合は垂直避難等(家の2階以上や崖等の反対側への移動)による安全の確保

(2) 県民への注意喚起等

- ・なし・柿等の風害対策、ビニールハウスの補強等強風対策の徹底
- ・農地・ため池の見巡り等は安全が確認された後に実施し、林業作業・施設工事等は無理に行わず、それぞれ人命最優先、2次被害防止を徹底
- ・漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災措置の徹底
- ・県内河川及び湖沼の樋門操作の適切な対応
- ・工事看板、足場の固定
- ・建設資材等の保管(飛び散らない措置の確認)
- ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止対策
- ・大雨による河川増水及び土砂災害警戒情報発令時は避難準備を取ること
(土砂災害危険度情報は、NHKデータ放送やインターネットサイト、携帯電話及びケーブルテレビで県民に配信)
- ・全国的に台風の影響が出るおそれがあるため、旅行等に出かける場合は気象情報や交通情報の入手に努めて適切な行動を取ること
- * 市町村教育委員会、各学校へ、通学時を含めた児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すことを伝達
- * 観光客への適切な情報提供
- * 社会福祉法人、医療機関等に対する安全の確保に係る注意喚起

3 警戒・即応体制の確保

(1) 県の体制

◎台風は、急に状況が変化し、迅速な対応を取る必要があることから、台風の影響による注警報が発表された場合等は、次のとおり体制を強化する。(1ランクアップ)

★ただし、鳥取県近傍を通過しない場合で、台風の勢力が強くない場合等は、鳥取県地域防災計画の配備基準により対応する。(通常の基準による)

◆注意体制

本県が強風域に入った場合等、必要に応じて注意体制に移行する。

* 本注意体制の具体的な対応については各部局等の計画による。

◆警戒体制(1)

大雨注意報が発表された場合等に、警戒体制(1)に移行する。

◆鳥取県災害警戒本部 (警戒体制(2))

暴風域が本県を通過することが見込まれる場合、大雨警報等が発表された場合等に鳥取県災害警戒本部 (警戒体制(2))を設置する。

◆鳥取県災害対策本部 (非常体制(1)・(2))

被害甚大な場合、特別警報が発表された場合等に移行する。

* 非常体制(1)でも、事務局応援職員を招集する場合あり

◆体制解除

各市町村の警報等が解除され、特段の被害等が確認されない場合は、体制を解除する。

(2) 各部局等の対応

■ 県民等への情報提供(危機管理局、関係部局等)

とりネット、あんしんトリピーメール、ツイッター、Lアラート等により台風関連の情報を適時的確に県民等へ情報提供

■ 中国・四国各県及び関西広域連合との情報の共有と迅速的確な支援

■ 各部局等の対応のポイント

①水防関連

②農林・水産関連

③福祉施設関連(高齢者施設等)

④教育関連(学校、若鳥丸)

⑤交通関連(公共交通機関、エアソウル・香港便、DBS)

⑥警察関連(警察の体制等)

⑦イベント・観光関連(共通) など

観光交流局の対応等

1 台風22号による航空便運航への影響等 (28日12:00時点)

【国内線、国際線】

現時点は通常運航だが、今後の運航予定への影響を注視する。

2 台風22号により中止となった県内のイベント等 (28日12:00時点)

- ・現時点でイベント中止の情報なし
- ・観光連盟から、会員企業・団体へ台風情報を周知済み。
イベント実施の際には台風の影響を考慮し実施判断をしていただくよう要請するとともに、イベントの中止情報も収集中

福祉保健部の対応

福祉施設・医療機関への注意喚起

- 全ての福祉施設・医療機関に対し、今後の最新の台風情報に注意していただき、状況に応じて必要な対策を講じていただくよう依頼した。（10/27午後周知）

商工労働部の対応

DBS

(10月28日(土) 10:00時点)

- 予定どおり運航中。
(10/28(土)9:00 舞鶴発 → 17:00 境港着 → 19:00 東海へ出港)
 - ◆ 今後、台風進路・規模を見ながら対応を検討予定。

県内企業

- 台風18号、21号での浸水・強風被害を踏まえ、市町村・商工団体を通じて、県内企業に事前に応急浸水・強風対策を注意喚起。
 - ◆ 事業所、商品・資材、機械等の浸水被害に備え、必要なものはあらかじめ高い位置へ移動。
 - ◆ 強風に備えた、構造物等の落下飛散対策。
- 県トラック協会が、会員企業約300社に最新気象・道路情報等を提供し、走行時の注意喚起を実施予定。
- 週明け以降、改めて被害・影響の状況を確認予定。
(キャンセル被害、物流関係の影響等も含めて)

農林水産部の対応

1 農業技術関係

○台風22号に対する農業の技術対策を作成し、各市町村、農協、農林局等へ対策を講じるよう連絡(10/26)。

- [対策の内容] ・農作物の管理について(水稻、大豆、野菜、花き、果樹、飼料作物、家畜)
・ビニールハウスの強風対策について

〔農作物の生育状況と現場の対応〕

梨	新興は出荷終盤、王秋の出荷開始。今後あたごなどの品種を収穫予定。 ⇒強風対策等(枝の固定、支柱補強等)を実施中。	
柿	西条が出荷中。今後、10月末より富有を収穫予定。 ⇒強風対策等(枝の支柱固定等)を実施中。	
白ネギ	秋冬ネギが10月より収穫開始。	⇒排水対策等を実施中。 ※特に台風21号で滞水があった場合は、 明渠と排水路の結合作業を実施中。
ブロッコリー	秋冬ブロッコリーの定植ほぼ終了。	
ハウス栽培	ホウレンソウ、小松菜、ストック等を栽培中。⇒ハウスのバンドの締直し等を実施中。	

2 農地・ため池関係

- 各市町村並びに土地改良区(大井手堰、大口堰、米川等)に、樋門管理の徹底について指示(10/27)し、点検・確認中。
- 台風第22号接近に伴う事前点検及び災害発生時の復旧箇所における応急対策について、各市町村・農林局等へ指示(10/27)し、点検・確認中。
- 各市町村へ「ため池等の農業用施設の安全管理の徹底」について指示(10/27)し、点検・確認中。
- 各出先機関へ施工中の工事現場における「現場管理の徹底」を指示(10/27)し、点検・確認中。

3 林業関係

- 各農林局等から管内事業者及び各市町村に対して、二次災害発生防止に向けて情報収集と安全管理の呼びかけ徹底を依頼(10/27)し、点検・確認中。(※台風21号により、山林内で土砂被害を受けた林道があり、特に安全管理を徹底)
- 各林業関係組合に対して、各組合員への安全対策・安全管理の徹底を依頼(10/27)し、点検・確認中。
- とっとり出合いの森への安全管理を徹底した。

4 水産関係

- 各漁業協同組合や水産関係団体向けに、漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災措置について依頼(10/27)し、点検・確認中。

県土整備部の対応

1 工事現場の資材管理、被災現場の管理等の徹底（27日中の対応を指示済）

・各県土整備事務所・局とも、工事現場での強風等による資材の飛散防止等を行うよう請負業者に指示・連絡し、対応してるところ。

・また、台風18号、21号による被災箇所の増破予防措置（土のう設置・ブルーシート設置）、崩土の除去等についても対応しているところ。

■工事現場・被災箇所での対応

- ・工事及び規制看板、足場の固定
- ・建設資材等の保管（飛散防止措置の確認）
- ・現場内の土砂の流出の恐れなどが点検
- ・盛土、切土法面のシート養生等による崩壊防止対策実施
- ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止対策実施
- ・大雨による増水等の対応 など

2 県内河川等の適切な樋門操作及びダム放流の周知徹底

・樋門等の適切な操作についての再確認や、非常時における樋門操作等に係る関係機関との情報共有を徹底するよう指示するとともに、住民への避難に関する情報の発信・伝達等について点検や体制強化を図っているところ。

・台風18号、21号に加え、過去に浸水発生又は排水ポンプ車が出動した箇所については、上記と併せ、河川パトロールによる水位情報の把握や排水ポンプ車の支援体制の確認を徹底するよう指示している。

・特に台風18号で浸水被害のあった大井手川については、10月20日に国、県、鳥取市で打合せを行い、住民へのすみやかな避難情報提供、樋門等操作状況の情報共有や排水ポンプ車の支援体制等の再確認を行っている。

・10月19日に県内のダム管理者及び関係市町村等により「第1回ダム放流情報伝達に係る会議」を開催し、ダム放流時のサイレン吹鳴と併せて、市町村が関係地区の住民へ防災行政無線を用いてダム放流情報を提供することなど、首長へのホットラインも含め、住民へ確実に伝達していくことを確認している。

	位置	月日	曜日	時間
満潮時刻	境	10月28日	土	6:17 23:39
		10月29日	日	7:52 23:44
		10月30日	月	9:39 23:57
		10月31日	火	11:03 -
		10月28日	土	6:02 23:34
	田後	10月29日	日	7:37 23:29
		10月30日	月	9:16 23:38
		10月31日	火	10:34 23:54

<参考> 満潮時刻

県土整備部の対応

3 国道53号(智頭町市瀬地区)への土砂流出の対応

- ・土砂流出に係る土砂溜めポケット、監視体制等を確保しているところ(別紙のとおり)
- ・なお、国道53号の通行規制は、国交省が通行止基準※により実施する。

※時間雨量20mmに達することが予想される場合又は連続雨量40mm以上に達した場合
監視体制のうち下流土石流センサーの切断が確認された場合

＜国道53号・鳥取道が通行止の場合の広域迂回路＞

- ・国交省をはじめ、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、トリピーメールやホームページ等により、規制情報と広域迂回路を周知しているところ(別紙のとおり) ※通行止となることが想定された時点で、情報発信等を行う
- ・台風21号では広域迂回路においても規制が発生したことから、広域迂回路図に規制情報を追加し、ホームページにより通行可能な迂回路を周知しているところ。

4 交通規制箇所への対応

- ・規制解除した被災箇所は、台風の影響により再度土砂流出などの恐れがある場合は、降雨状況を見ながら安全確保のため事前に交通規制を実施する。

5 台風接近時の道路・河川等のパトロール体制等

- ・各所・局とも、台風接近に伴い状況変化(気象情報・県内での降雨状況等)に応じて管内をパトロールするよう、体制を整えている。
- ・また、水防体制及び土砂災害対応についても、状況に応じて速やかな対応を行う。

6 (一社)鳥取県建設業協会と災害時応援協定に基づく対応

- ・災害発生時には、「災害時における応急対策業務等に関する基本協定書」に基づいて対応していただくよう、(一社)鳥取県建設業協会と事前に確認済。

県土整備部の対応

7 その他

- ・NHKデータ放送により土砂災害危険度情報が確認可能となった(今年5月市町村に再周知)。
- ・鳥取県中部地震に伴う土砂災害警戒情報の基準の引き下げ継続中。
- ・下記イベントは、予定通り実施

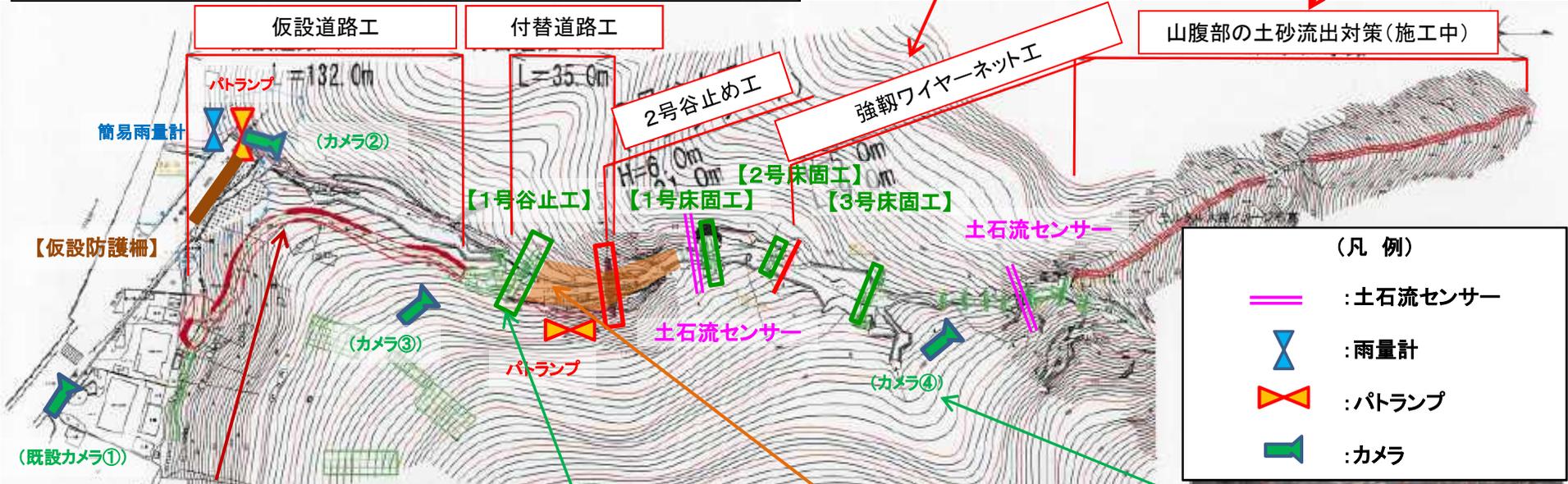
『大山紅葉満喫ウォーク』・・・大山環状道路のマイカー乗入規制の社会実験

10月28日(土) 交通規制:午前7時から午後1時

イベント:午前9時から

監視体制(監視計測機器)整備状況 ～ 国道53号(智頭町市瀬地区)への土砂流出 ～

- 監視体制の整備
 - ・土石流センサー 2基
 - ・簡易雨量計 1基
 - ・監視カメラ 4基
- 土砂溜めポケット (約800m³)
 - ・1号谷止工の背面ポケット確保済 550m³(※溪流内の土砂撤去済)
 - ・強靱ワイヤーネット工260m²
- 国道53号通行止基準
 - ・時間雨量20mmに達することが予想される場合又は、連続雨量40mm以上に達した場合
 - 監視体制のうち、下流土石流センサーの切断が確認された場合



(凡例)

	:土石流センサー
	:雨量計
	:パトランプ
	:カメラ



県土整備部 被害状況等

国道53号・鳥取道が通行止の場合の広域迂回路

○情報発信（トリピーメール、ホームページ等により、規制情報と広域迂回路を周知）

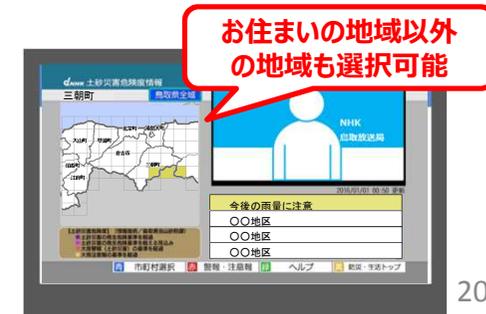
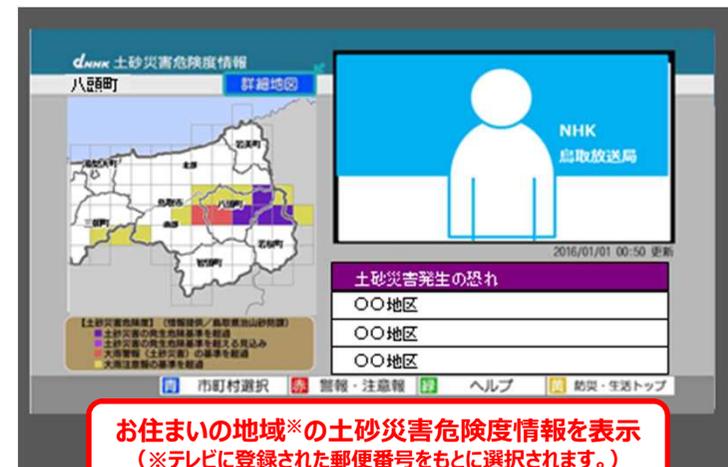


NHK地上デジタル放送による『土砂災害危険度情報』の提供について

NHK鳥取放送局の地上デジタル放送（データ放送）を通じて、ご家庭のテレビで、大雨による土砂災害発生の危険度をリアルタイムに確認できます。**平成28年9月から開始しました。**

操作方法

1. NHK総合テレビにチャンネルを合わせ、リモコンの『d』ボタン（データ放送）を押します。
2. リモコンで『防災・生活情報』を選択します。
3. リモコンで『土砂災害危険度情報』を選択します。

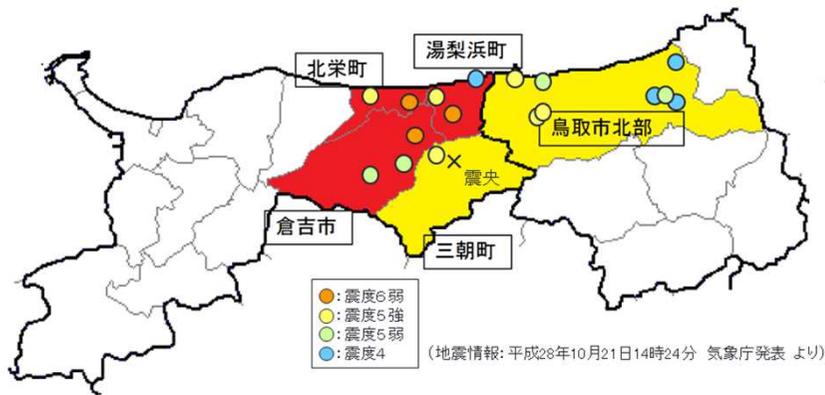


土砂災害警戒情報の基準の引き下げについて

平成28年10月21日の鳥取県中部の地震発生後、**地震により地盤が緩んでいる可能性があるため**、震度5強以上を観測した下記市町村について、同日18時00分より暫定基準を設けて運用。
 (鳥取県土砂災害警戒情報システムにおいても、対象市町村の基準を暫定基準へ変更。)

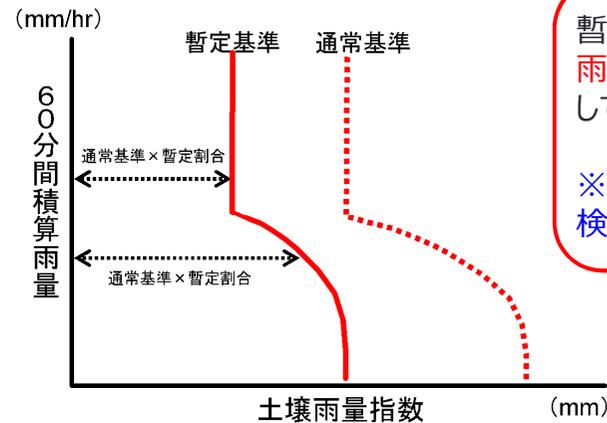
- 震度6弱 倉吉市、湯梨浜町、北栄町 → 通常基準の**7割**
- 震度5強 鳥取市北部、三朝町 → 通常基準の**8割**

(暫定基準に変更する市町村)



- 通常基準の7割に引き下げる市町村
- 通常基準の8割に引き下げる市町村

(暫定基準の作成イメージ)



暫定運用の廃止は、**実際に降雨を経験して、影響を検証(※)**してからの判断となります。
 ※鳥取県と鳥取地方気象台で検証中。

地震発生後、初めて経験する出水期のため、降雨の際はより一層の土砂災害への注意をお願いします。

教育委員会の対応

1 学校・教育機関への注意喚起等

○台風の接近を踏まえ、文部科学省提供情報について、県立学校、市町村教育委員会等へ周知を実施。

※児童生徒等の安全確保、施設設備の被害防止等について、遺漏がないよう関係機関に対し、注意喚起。

○今後も、最新の状況等を速やかに、関係機関へ情報提供する。

2 台風接近時の対応等

○各学校においては、台風の動きを見ながら、臨時休業や授業の扱いについて、適切に対応を行う。

○今後の台風情報に留意し、児童生徒の安全確保等を最優先にし、対応を行う。

○海洋練習船若鳥丸

台風の影響を避けるため、10/29～隠岐に避湾予定(本日状況判断)

1週間延期していたオーストラリア国際航海実習は中止し、国内航海実習に変更。

(11/3出港、12/3帰港予定)

3 その他

○先週の台風21号の影響で崩れていた県立博物館裏の久松山法面については、応急処置済み。(大型土嚢の設置、立ち入り禁止措置、地下駐車場内流入土砂の撤去)